

制限付一般競争入札公告

守山市新庁舎ネットワーク構築業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和4年8月31日

守山市長 宮本和宏



1 委託業務の概要

- (1) 業務番号 0920-3
- (2) 業務名 守山市新庁舎ネットワーク構築業務
- (3) 履行場所 守山市役所および本市の指定する場所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年9月30日まで
- (5) 業務概要
 - ア 新庁舎に導入するネットワーク機器等の調達・設置・設定作業
 - イ 新庁舎に導入するネットワーク機器、各種端末、無線AP、情報コンセントへのLAN敷設および接続作業
 - ウ 既設ネットワーク機器等の再設定および新庁舎への設置作業
 - エ 新庁舎ネットワークの総合的な通信確認作業

2 入札参加要件に関する事項

令和4年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 108「電算処理関係」を希望種目としている者のうち、滋賀県、京都府または大阪府のいずれかに本店または委任のある支店・営業所を有する者。
- (2) 一般社団法人日本情報経済社会推進協議会指定のプライバシーマークおよびISMSの認定を受けている者。
- (3) 建設業法に基づく電気通信工事業および電気工事業の許可を有している者。
- (4) 業務のセキュリティ責任者として、情報処理安全確保支援士(旧情報セキュリティスペシャリスト)の資格を有する者を配置できること。
- (5) 1級電気通信工事施工管理技士の資格およびネットワークスペシャリストの資格を有する者を配置できること。

- (6) 平成 29 年 4 月 1 日以降に近畿 2 府 4 県内の自治体(都道府県、政令指定都市、中核市を除く)が発注した、新規の本庁舎ネットワーク構築業務を元請業者として受注し、公告日の前日までに完了し、かつ引き渡し済の実績を有する者。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札参加資格の審査について

- (1) 入札後の事後審査とする。
- (2) 落札予定者(最低入札価格の者)が提出した「制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)」および前条に基づき、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定する。
- (3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

4 質疑の受付および回答

- (1) 受付期限 令和4年9月7日(水)正午まで
- (2) 受付担当 守山市総合政策部 ICT政策課
TEL 077-582-1124
- (3) 受付方法 質疑は質疑書(任意様式)に記入し、電子メールで電送すること。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行

うこと。

電子メールアドレス：johosystem@city.moriyama.lg.jp

- (4) 回答方法 質疑のあった場合のみ、令和4年9月9日(金)午後1時から守山市ホームページにて公開する。
- (5) その他 質疑内容には、仕様書等の頁および項番を記載のこと。

5 同等品扱い申請受付および回答

納入する物品が、仕様を満たすことを事前に確認するため、必ず「同等品取り扱い承諾申請書」を以下のとおり提出し、承諾を受けること。なお、承認した同等品については、申請者のみ認める。

- (1) 受付期限 令和4年9月7日(水)正午まで
- (2) 受付担当 守山市総合政策部 ICT政策課
TEL 077-582-1124
- (3) 受付方法 同等品扱い承諾申請書に記入し、電子メールで電送すること。(製品カタログ等参考となる資料を添付のこと。)その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。
電子メールアドレス：johosystem@city.moriyama.lg.jp
- (4) 回答方法 令和4年9月9日(金)午後1時より、申請者に電子メールで回答する。

6 入札について

入札については、守山市財務規則(昭和39年規則第6号)、守山市郵便入札実施要項(平成23年告示第31号)等により執行する。

- (1) 契約担当者 守山市長 宮本和宏
- (2) 入札執行者 指定職員
- (3) 郵便入札(郵便入札封筒記載例を参照のこと：市ホームページに掲載)

任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他業務番号等必要事項を記載のうえ、一般郵便書留、簡易郵便書留、特定記録郵便のいずれかで入札書等到着期日必着とすること。(期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。)

- (4) 提出物
 - ①入札書
 - ②制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - ③制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
 - ④様式第2号に係る添付書類
入札参加要件に係る認定・資格等を証する書類の写し
 - ⑤業務実績等調書(別紙1)
 - ⑥別紙1に係る添付書類

業務の契約書および仕様書の写し

※上記①から⑥までを同封すること。

(5) 入札書等到達期日 令和4年9月14日(水)

注(1) 入札書の日付については、作成日とすること。

注(2) 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口で確認すること。

(5) 郵送開始日 令和4年9月9日(金)

(6) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留

守山市役所総務部契約検査課

(7) 開札日時 令和4年9月20日(火) 午前10時30分

(8) 開札場所 守山市役所3階32会議室

7 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

8 違約金 落札者が契約を締結しないときは落札金額の100分の5を徴収する。

9 前金払 前金払は行わない。

10 部分払 部分払は行わない。

11 入札無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が確認できないものもしくは誤りのある入札

(4) 入札書に入札書等到達期日より後に到達した入札書

(5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 最低制限価格 最低制限価格を設けない

13 入札の辞退

(1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。

(2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。(ただし、入札書等を郵送していないものは不要)

※持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

提出先：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所総務部契約検査課宛

14 その他必要事項

- (1) 落札予定となるべき同価の入札をし、かつ入札参加資格を有する者が2以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
- (2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 仕様書等を熟知しておくこと。
- (4) 以下の資料については、入札参加希望者のうち、「2 入札参加要件に関する事項」を満たす者に貸与することとし、任意の社印付き借用書を持参の上、ICT政策課で貸与する。
 - ア 貸与資料①ネットワーク物理構成図
 - イ 貸与資料②ネットワーク論理構成図
 - ウ 貸与資料③IP配線系統図
 - エ 貸与資料④配線施工区分
 - オ 貸与資料⑤EPS・端子盤配置図
 - カ 貸与資料⑥アクセスポイント・情報コンセントプロット図
 - キ 貸与資料⑦参考ネットワーク機器等一覧
- (5) この業務の入札（または見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 仕様書等の閲覧場所 守山市総務部契約検査課
- (7) 落札後、入札金額内訳書（単価等）を提出すること。

- 15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
守山市総合政策部ICT政策課
TEL 077-582-1124 FAX 077-583-9444

17 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
守山市総務部契約検査課
TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539